

# ○常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則

令和8年3月25日

常総衛生組合規則第1号

常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則（昭和47年常総衛生組合規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和53年法律第43号）並びに常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例（令和8年常総衛生組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第1号）又は浄化槽清掃業許可申請書（様式第2号）に別に定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業等の許可基準）

第3条 管理者は、条例第3条第1項の規定による許可の申請が、法第7条第5項又は浄化槽法第36条に適合し、その他管理者が別に定める条件を満たしていれば許可することができる。

2 管理者は、一般廃棄物処理業等を行うことができる許可区域を定めることができる。

（許可証の交付）

第4条 管理者は、条例第3条第2項に規定する許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第3号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第4号）を申請者に交付し、不許可としたときは、一般廃棄物収集運搬業不許可通知書（様式第5号）又は浄化槽清掃業不許可通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

2 条例第4条第2項の規定による申請は、許可証再交付申請書（様式第7号）により行うものとする。

（許可内容の変更）

第5条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとし、許可事項変更届出書（様式第8号）に必要書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者の氏名

- (4) 車両の種類及び数量
- (5) その他申請事項で変更のあるもの  
(業務の廃止及び休止)

第6条 条例第7条の規定による届出は、業務廃止（休止）届（様式第9号）により行うものとする。

(許可の取消し等)

第7条 条例第8条の規定による命令は、許可取消書（様式第10号）又は業務停止命令書（様式第11号）により行うものとする。

(投入手数料の徴収方法等)

第8条 条例第10条第1項に規定する投入手数料は、前月の初日から末日までの間における投入手数料の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び納付の方法等を記載した納入通知書により徴収する。

- 2 投入手数料は、毎月末日を納入期限とする。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 条例第10条第3項の規定により投入手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物投入手数料減免申請書（様式第12号）を管理者に提出しなければならない。ただし、天災等の場合で特に管理者が認めるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、一般廃棄物投入手数料減免決定（却下）通知書（様式第13号）により通知する。

(実績の報告)

第9条 条例第11条の規定による実績報告は、一般廃棄物収集運搬業実績報告書（様式第14号）又は浄化槽清掃業実績報告書（様式第15号）により行うものとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、一般廃棄物収集運搬業実績報告書にあつては当該年度の翌年度の4月末日までの1回とし、浄化槽清掃業実績報告書にあつては、当該月の翌月の末日までとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

## 一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

常総衛生組合管理者 様

住所

申請者

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の所在地 及 び 名 称		
取扱廃棄物の種類		
業 務 の 内 容		
業 務 の 区 域	し 尿	
	浄化槽汚泥	
車 両 の 種 類 及 び 数 量		
備 考		

様式第2号（第2条関係）

## 浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

常総衛生組合管理者 様

住所

申請者

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

浄化槽清掃業の許可を受けたいので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の所在地 及 び 名 称	
取扱廃棄物の種類	
業 務 の 内 容	
業 務 の 区 域	
車 両 の 種 類 及 び 数 量	
浄化槽管理士 の 住 所 氏 名	
備 考	

様式第3号（第4条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

常総衛生組合指令第 号

年 月 日

様

常総衛生組合

管理者

印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地 及び名称		
取扱廃棄物の種類		
業務の内容		
業務の区域	し 尿	
	浄化槽汚泥	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
条 件		

様式第4号（第4条関係）

## 浄化槽清掃業許可証

常総衛生組合指令第 号

年 月 日

様

常総衛生組合

管理者

⑩

年 月 日付けで申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地 及 び 名 称	
取扱廃棄物の種類	
業 務 の 内 容	
業 務 の 区 域	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

様

常総衛生組合  
管理者

⑩

一般廃棄物収集運搬業不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第4条第1項の規定により、次の理由により不許可としたので通知します。

不許可理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常総衛生組合を被告として（訴訟において常総衛生組合を代表する者は管理者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

常総衛生組合  
管理者

㊞

浄化槽清掃業不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽清掃業について、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第4条第1項の規定により、次の理由により不許可としたので通知します。

不許可理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常総衛生組合を被告として（訴訟において常総衛生組合を代表する者は管理者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 許可証再交付申請書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住所

申請者

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

許可証を紛失（毀損）し、再交付を受けたいので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
申 請 理 由	

（注）毀損した場合は、許可証を添付すること。

## 許可事項変更届出書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住所

申請者

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

許可事項に変更が生じたので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

(注) 必要書類を添付すること。

様式第9号（第6条関係）

## 業務廃止（休止）届

年 月 日

常総衛生組合管理者 様

住所

申請者

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第3条第1項で受けた許可の業務を廃止（休止）したいので、同条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	
取扱廃棄物の種類	
業 務 の 内 容	
業 務 の 区 域	
廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止（休止）理由	

（注）許可証を添付すること。

様

常総衛生組合  
管理者

㊞

許可取消書

年 月 日付け常総衛生組合指令第 号で許可した  
については、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第8条第1項の規定によ  
り、次のとおり許可を取り消す。

1 取消事項

2 取消理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3  
月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったこと  
を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1  
年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内  
に、常総衛生組合を被告として（訴訟において常総衛生組合を代表する者は管理者になり  
ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったこと  
を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年  
を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）。ただし、審査請求をした場  
合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内  
に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

常総衛生組合  
管理者

Ⓜ

業務停止命令書

年 月 日付け常総衛生組合指令第 号で許可した  
については、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例第8条第1項の規定によ  
り、次のとおり業務停止を命ずる。

- 1 業務停止事項
- 2 業務停止期間
- 3 業務停止理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3  
月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったこと  
を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1  
年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内  
に、常総衛生組合を被告として（訴訟において常総衛生組合を代表する者は管理者になり  
ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったこと  
を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年  
を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）。ただし、審査請求をした場  
合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内  
に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第8条関係）

## 一般廃棄物投入手数料減免申請書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住所

申請者

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

一般廃棄物投入手数料の減免を受けたいので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第8条第3項の規定により、次のとおり申請します。

取扱廃棄物の種類	
減免申請の理由	
減 免 期 間	
減 免 申 請 額	

様

常総衛生組合  
管理者



一般廃棄物投入手数料減免決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物投入手数料の減免について、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第8条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

取扱廃棄物の種類	
決定事項	
減 額	
減 免 期 間	
却 下 理 由	

様式第14号（第9条関係）

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

年 月 日

常総衛生組合管理者 様

報告者名

年度のし尿収集業務実績を常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

市名	大字	番地	氏名	くみ取り 量 (ℓ)	浸透式	備考
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	
					<input type="checkbox"/> 浸透式	

(注) 浸透式では、浸透式の場合に☑をすること。

様式第15号（第9条関係）

浄化槽清掃業実績報告書

年 月 日

常総衛生組合管理者 様

報告者名

年 月の浄化槽清掃業務実績を常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

浄化槽設置者				清掃年月日	収集汚泥量 (ℓ)	浄化槽の種別	下水道 接 続	備考
市名	大字	番地	氏名					
				.	.	<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	
						<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	
						<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	
						<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	
						<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	
						<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	
						<input type="checkbox"/> 単独・ <input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 下水	

(注)1 浄化槽の種別では、単独浄化槽・合併浄化槽の該当箇所に☑をすること。

(注)2 下水道接続では、下水道に接続された場合に☑をすること。